

# 新鹿島市民会館（仮称）管理運営計画（案）

令和4年12月  
鹿 島 市

## 目 次

1	はじめに	1
2	新市民会館（仮称）の基本コンセプト	2
	(1) 基本理念	
	(2) 目指すべき姿	
3	利用形態	3
	(1) 施設名称	
	(2) 諸室名称・仕様等	
	(3) 利用規則	
	(4) 使用料	
4	組織計画	6
	(1) 基本方針	
	(2) 所管部署	
	(3) 運営体制	
	(4) 市民参画等	
	(5) 体制図	
5	事業計画	7
	(1) 事業実施上の視点	
	(2) 事業分類	
	(3) 想定事業	
6	施設運営における収支計画	
	(1) 収支の基本方針	
	(2) 収入	
	(3) 支出	
7	その他	
	(1) 今後のスケジュール	
	(2) 修繕計画	8

## 1 はじめに

昭和41年4月に竣工した市民会館は、様々な文化・芸術活動の発表や鑑賞など市民交流の場としての役割を全うし、平成31年3月末をもって53年の歴史に幕を下ろしました。

近年は、設備や建物の老朽化が顕著になっていたため、平成23年から平成30年にかけて市内主要団体の代表者、公募市民、学識経験者等で構成された鹿島市民会館建設検討委員会などによって、市民会館の現状把握、今後の方向性など新たな施設に関する協議が行われました。これらの協議の結果として「新鹿島市民会館（仮称）建設基本構想・基本計画」、「鹿島市民会館改築計画の再構築に関するデザイン研究」が策定されたところです。

本市は、新市民会館（仮称）、市庁舎、新世紀センター、生涯学習センター、図書館、保健センター、中川公園等、公用施設や公共用施設が集中的に立地するエリアを「市民活動の拠点」と位置づけて、行政サービス・防災・生涯学習・市民交流等の中核となる拠点づくりに取り組んでいます。

本計画は、これらを踏まえて新市民会館（仮称）の管理運営に係る基本的な方針や考え方を示すものです。

### 経 緯

- 昭和41年 5月 旧鹿島市民会館 開館
- 平成23年10月 まちづくり懇話会（5回）  
～平成25年3月 （市民会館の現状把握と今後の方向性などについて協議）
- 平成24年 6月 鹿島市まちづくり推進構想（鹿島ニューディール構想）を策定
- 平成25年10月 鹿島市民会館建設研究会（6回）  
～平成26年3月 （近隣類似施設の状況分析、新施設の建設を是とする報告）
- 平成26年 5月 鹿島市民会館建設検討委員会（20回）  
～平成31年6月 （建設基本構想・基本計画の研究・策定ほか）
- 平成27年 3月 新鹿島市民会館（仮称）建設基本構想・基本計画を策定
- 平成30年 1月 鹿島市民会館改築計画の再構築に関するデザイン研究を策定
- 平成31年 3月 鹿島市民会館 閉館
- 令和 元年11月 新市民会館建設基本設計・実施設計業務の完了
- 令和 3年 3月 建築工事 着工
- 令和 5年 5月 「新市民会館（仮称）」竣工予定

## 2 新市民会館（仮称）の基本コンセプト

### (1) 基本理念

昭和41年4月に竣工した旧鹿島市民会館は、市制10周年記念事業の一つとして建設が計画され、長年、鹿島市のシンボルとして、市民の交流の場、文化活動の場など、市民の融和に大きな役割を担ってきました。

新市民会館（仮称）においても旧市民会館の役割は継承しつつ、生涯学習センター（エイブル）と一体となって、賑わいのある市民の日常的な交流の拠点づくりに努め、より魅力的で豊かなまちをつくるきっかけにつなげていきます。

また、地域の歴史的、文化的資産の保存、継承、活用に取り組むことで、市民の郷土愛と理解を深めていきます。

### (2) 目指すべき姿



**市民が日常的に集い、鹿島の地域文化創造の拠点となる『まちの晴れ舞台』**

### 3 利用形態

#### (1) 施設名称

新市民会館（仮称）の名称は、「鹿島市民文化ホール」とします。  
愛称については、後日募集を行い決定します。

#### (2) 諸室名称・仕様等

諸室名		仕様等
<b>ホール</b> 1～2階 979㎡ ※多目的室(親子室) の24㎡を含む	客席 751席	音楽、演劇、講演会、商業展示など様々なジャンル、演目に対応するホール
	舞台	間口 18.6m×奥行 11.5m×高さ 12m
<b>ホワイエ</b> 1階 263㎡ ※主催者控室の7㎡を含む		光あふれる空間でコミュニケーションができるホワイエ
<b>交流ラウンジ</b> 1階 212㎡、2階 127㎡		ホールと一体的に利用可能な交流ラウンジ ホールの客席 751席→800席へ可能
<b>楽屋</b> 1階 52㎡	楽屋1 (11㎡)	個室又は2人組の楽屋
	楽屋2 (14㎡)	個室又は2人組の楽屋
	楽屋3 (27㎡)	12人程度まで使用できる楽屋
<b>楽屋事務室</b> 1階 7㎡		イベント主催者が出演者の対応を行うための事務室
<b>シャワールーム</b> 1階 2㎡		イベント主催者や出演者が使用できるシャワールーム
<b>練習室</b> 2階 32㎡		出演者が音合せなど事前の調整ができる練習室
<b>多目的室</b> 2階 27㎡	多目的室1 (14㎡)	楽屋としても利用できる多目的室
	多目的室2 (13㎡)	展示室として利用できる多目的室

#### (3) 利用規則

利用規則は、施設の特徴等を踏まえ、次のとおり方針を定めます。

##### ① 開館時間

午前9時から午後5時までとします。ただし、ホールの利用がある場合などには午後10時まで開館します。

また、利用時間には準備及び片付けにかかる時間を含みます。

##### ② 休館日

原則として、年末年始（1月1日から1月4日まで、12月28日から12月31日まで）及び毎週月曜日（休日と重なる場合は翌日）を休館日とします。

なお、年末年始においても、事業趣旨等を踏まえて、柔軟な対応を行います。  
また、施設の安全性確保のための施設点検日等を必要に応じて設けます。

##### ③ 利用申込

ホールは、原則、利用日の1年前から申し込みを受け付けます。ホール以外の利用については、原則、利用日の3ヶ月前から申し込みを受け付けます。

なお、市または官公署が主催する催事等は、受付開始日である1年より以前から受け付けます。

④ 連続利用日数

原則として、新市民会館（仮称）の事業計画及び公益性に影響を及ぼさない範囲で、9日間の連続利用を認めることとします。

⑤ 利用の制限

次のいずれかに該当する場合は、原則その利用を許可しない。

- ・ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- ・ 建物、付属備品又は付属施設備品をき損し、又は滅失する恐れがあると認めるとき。
- ・ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- ・ そのほか、管理上支障があると認めるとき。

(4) 使用料

旧市民会館や近隣の文化施設の使用料等を考慮し、受益者負担の原則の下、次のとおり定めます。

① 諸室使用料

諸室の使用料は、以下のとおりとします。なお、使用料には冷暖房設備の使用料を含めるものとし、利用時間帯を分散させるため、時間帯や曜日による使用料を定めます。

1時間当たり：円

諸室名		使用料		備考
		9～18時	18～22時	
1階	ホール	時間帯		
		平日	7,200	9,000
		土日祝日	7,920	9,900
		ホワイエのみ利用	2,090	
	交流ラウンジ	1,760		
	楽屋1	220		
	楽屋2	220		
	楽屋3	440		
2階	楽屋事務室	110		
	シャワールーム	1,320		1回当たり
	練習室	550		
	多目的室1	220		
	多目的室2	220		

[入場料を徴収する場合]

1,000円を超える入場料を徴収する場合は、この表による使用料の2倍の額とします。

[営利目的の使用]

営利目的で使用する場合は、この表による使用料の10割の額を加算します。

[市外者の使用]

市外者（鹿島市と施設の相互利用の協定を締結した自治体の住民を除く。）の使用料は、この表による使用料の1割の額を加算します。

[練習又は準備のためのホールの使用]

練習又は準備のため、ホールを使用する場合の使用料は、この表による使用料の5割の額とする。

② 備品使用料等

備品使用料については、以下のとおりとします。

1回当り：円

区分	品名	単位	使用料	備考
楽器	ピアノ（スタインウェイ D274）	1台	6,380	調律料別途
舞台設備	所作台	1式	7,040	
	松羽目	1式	1,210	
	屏風	1双	1,100	金屏風
音響・映像設備	音響拡声装置	1式	3,300	
	マイク類	1本	1,100	ハンド型、タイピン型 スタンド類含む
	ビデオプロジェクター	1台	2,200	
	モバイルスクリーン	1台	1,650	
舞台照明設備	調光装置	1式	3,850	
	ローアーホリゾントライト	1列	1,650	
	フットライト	1列	330	
	アッパーホリゾントライト	1列	1,650	
	サスペンションライト	1列	770	
	プロセニウムサスペンションライト	1列	220	
	シーリングライト	1式	990	
	ピンスポットライト	1台	1,870	
	パーライト	1台	110	
	カラーフィルター	1枚	1,430	
	ベーススタンド	1台	110	

③ 使用料の減免

以下の使用の場合、使用料の一部又は全部を減免します。

- ・市が主催する行事又は委託する行事に使用するとき 全額
- ・市が共催する行事 全額
- ・災害に起因し、かつ、入場料、売上金その他の収入のすべてを寄付する目的で実施する慈善事業を行うとき 全額
- ・その他教育委員会が公益上特に必要と認めるとき 半額

## 4 組織計画

### (1) 基本方針

新市民会館（仮称）と生涯学習センター（エイブル）が連携することにより、様々な文化芸術活動の発表や芸術鑑賞など多様な市民交流の場を提供します。

### (2) 所管部署

新市民会館（仮称）は、生涯学習センター（エイブル）と連携する必要があることから、所管を生涯学習課に置きます。

### (3) 運営体制

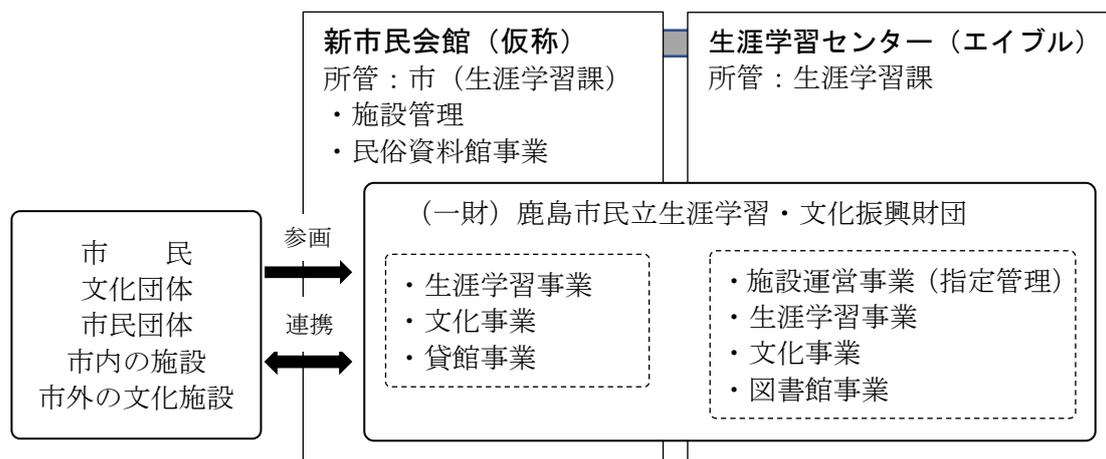
公の施設の管理運営方法として、市が直接運営を行う「直営」と特定の事業者を指定して行う「指定管理者による運営」がありますが、本施設が民俗資料館との複合施設であることから、当初の運営は直営とし、その後、指定管理者が運営する指定管理方式によることとします。

ただし、ホールの受付業務等については、新市民会館（仮称）と生涯学習センター（エイブル）との一体的な活用から、当初から（一財）鹿島市民立生涯学習・文化振興財団（エイブル指定管理者）に委託します。

### (4) 市民参画等

「市民による市民のための団体」として設立された（一財）鹿島市民立生涯学習・文化振興財団が業務の一部を担うことにより、市民の意見が反映され、市民と一緒にした運営ができる体制が構築されます。

### (5) 体制図



## 5 事業計画

### (1) 事業実施上の視点

「2. 新市民会館（仮称）の基本コンセプト」の実現に向けて、多彩で多様な事業を展開させます。

### (2) 事業分類

展示事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふるさと教育」や「ふるさと学習」を推進する上で必要な民俗資料及び文化・芸術・歴史に関する郷土資料を展示</li> <li>・常設展示と企画展示（期間展示）</li> <li>・展示空間を線で結ぶテーマ別に回遊性をもたせた展示</li> </ul>
貸館事業	市民や文化団体などに施設を貸し出す事業
委託事業	生涯学習事業関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が生涯学習で培った成果を発表する事業</li> </ul> 文化事業関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーティストの音楽鑑賞など市民の文化芸術を向上させる事業</li> </ul>

### (3) 想定事業

展示事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校社会科の内容と関連付けた展示と郷土学習の受け入れ</li> <li>・市外からの来訪者に重点を置いた歴史資料や芸術品等の展示</li> </ul>
貸館事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、特に小・中・高校生へのクラブ活動の発表会</li> <li>・鹿島市文化祭をはじめとした文化芸術活動の発表</li> <li>・保育園の発表会</li> <li>・市内企業の総会</li> <li>・市内外の興行者による事業</li> <li>・物品の展示販売</li> </ul>
委託事業	生涯学習事業関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島市民立生涯学習・文化振興財団が行っている「えいぶる講座」のグループによる発表会</li> <li>・エイブル祭り など</li> </ul> 文化事業関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁文化芸術振興補助事業</li> <li>・地域の文化・芸術活動助成事業</li> <li>・文化庁優秀映画鑑賞推進事業による助成事業 など</li> </ul>

## 6 施設運営における収支計画

### (1) 収支の基本方針

施設運営における収支の基本方針を次のとおり定めます。

〔基本方針〕

- ・市民が日常的に集い、鹿島の地域文化創造の拠点施設として必要な維持管理費を確保し、将来の鹿島の文化づくり、人づくり、まちづくりへの投資を行います。

## (2) 収入

収入の内訳は、次のような構成となります。

施設使用料 (利用者の負担)	施設運営費 (市の負担)
-------------------	-----------------

## (3) 支出

支出の内訳は、次のような構成となります。

維持管理費 (光熱水費、事務費、保守点検、清掃、警備、ホール運営委託修繕費等)	人件費 (職員給与等)
--	----------------

## 7 その他

### (1) 今後の主なスケジュール（案）

- ① 令和4年12月1日～28日  
維持管理計画（案）に対するパブリックコメント（意見公募手続き）
- ② 令和5年3月  
施設設置条例案の議会上程
- ③ 令和5年5月  
建設工事完了（見込み）
- ④ 上記後、2～3か月間  
備品搬入、準備期間
- ⑤ 令和5年8～9月  
オープン（見込み）

### (2) 修繕計画

新市民会館（仮称）を末永く、快適に利用するためにも、不具合箇所を日常的に把握し、その修繕を定期的に行います。

また、長寿命化に向けた修繕時期の目安は、次のとおりとします。

	築20年 中規模改修	築30年 電設改修	築40年 長寿命化改修
躯体		○	○
屋根、防水	○		○
外壁、内装	○		○
受変電設備、非常用電源設備、幹線設備		○	
照明設備、防災設備		○	
通信・情報設備、コンセント設備	○		○
昇降機設備			
空調設備、換気設備、給水設備	○		○
排水設備、給湯設備	○		○
消火設備、防災設備	○		○
ガス設備、浄化槽設備		○	
舞台設備		○	